

市庁舎の防災拠点としての機能継続にかかる現状と課題について

1 施設概要

長久手市業務継続計画（以下「BCP」という。）では、災害対応の拠点となる庁舎として、次の2施設を指定しています。

【本庁舎】

昭和42年度竣工 鉄筋コンクリート造 3階建て 延べ面積3,489.42㎡ 平成15年度耐震改修工事

【北庁舎】（災害対策本部）

平成21年度竣工 鉄骨造 2階建て 延べ面積709.01㎡

2 災害時の役割と耐震性能

（1）本庁舎

災害時に各課等がBCPに基づいて必要な業務を行う施設です。旧耐震基準の建物ですが、平成15年度に耐震改修工事を実施しており、新耐震基準と同等の耐震性能を有する建物となっています。

（2）北庁舎（災害対策本部）

北庁舎は、災害時に災害対策本部を設置する施設で、平成21年度に竣工した新耐震基準を満たした建物です。

旧耐震基準	震度5の地震：倒壊しない (昭和56年6月1日より前に確認申請が承認された建物)
新耐震基準	震度6～7の地震：倒壊しない (昭和56年6月1日以降に確認申請が承認された建物)

3 庁舎等防災対策調査（令和3年度実施）

（1）実施目的

災害時はBCPに基づき、非常時優先業務に円滑に取り組めるような環境である必要があります。柱や梁といった構造体は、耐震改修工事等により、震度7の地震に対して、ただちに倒壊する恐れはないと考えられますが、非構造部材による被害（天井の落下や割れた窓ガラスの飛散等）により執務室の利用が困難となる場合も想定されたことから、課題について調査を実施しました。

（2）結果

ア 本庁舎

天井は直ちに崩落するような危険な状態ではありませんが、天井材の老朽化や天井を吊っている下地等の不十分な箇所が確認されました。窓ガラス等は通常のガラスが多く、地震時に破損して飛散する可能性のあることが確認されました。

イ 北庁舎

天井に異常は見られず、天井の崩落といった大きな被害を受ける可能性は低いことが確認できました。窓ガラス等は強化ガラスが使用され、破損して飛散する可能性の低いことが確認されました。

（3）対応

令和4年度に本庁舎の通常の窓ガラス等に飛散防止フィルムを貼る防災対策を実施しました。

※西庁舎・保健センターのガラスにも実施。

4 現状の課題と今後

本庁舎について、耐震改修工事等の対策は実施しているものの老朽化は進行していることから、新庁舎の建築も見据えている中で、なるべく費用をかけずに非常時優先業務に円滑に取り組める環境となるように検討、対応していきたいと考えています。

市庁舎の防災拠点としての機能継続にかかる現状と課題について

1 防災拠点機能の現状について

(1) B C Pにおける防災拠点の位置付け（＝大地震時に指揮拠点となる建築物）

ア 災害対応拠点となる庁舎

- ① 市役所北庁舎（2010年竣工 新耐震基準適合）
- ② 市役所本庁舎（1967年竣工 耐震改修工事済）

イ 非常時における代替庁舎等

- ① 福祉の家（2002年竣工 新耐震基準適合）
- ② 保健センター（2000年竣工 新耐震基準適合）

(2) 災害対応拠点の非常電源の状況

ア 市役所北庁舎

- ① 自家用発電機（本庁舎＆北庁舎） 軽油 980ℓ 72時間稼働
- ② 自家用発電機（防災行政無線（同報系）、Jアラート装置） 軽油 190ℓ 87.5時間稼働

イ 市役所本庁舎

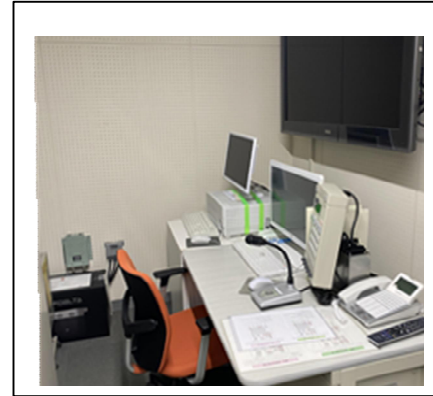
- ① 自家用発電機（本庁舎＆北庁舎） 軽油 980ℓ 72時間稼働

(3) 北庁舎（災害対策本部）の主な防災対応設備等

ア 防災行政無線システム（同報系）装置

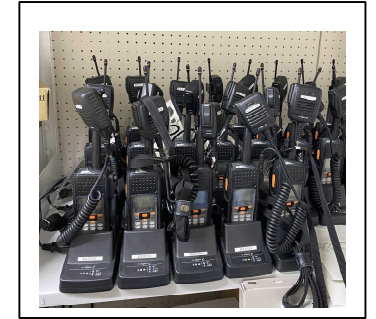
災害時に市民への情報伝達を迅速に行うための通信ネットワークシステムです。

市内10カ所の子局から、サイレンや音声で一斉に情報を放送します。



イ 防災行政無線システム（移動系）無線機

災害対応職員と災害対策本部間の情報伝達手段として利用する無線機です。



ウ 全国瞬時警報システム（Jアラート）受信装置

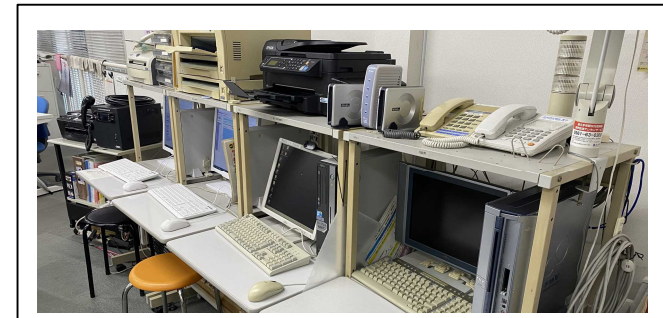
「Jアラート」とは、弾道ミサイル情報、緊急地震速報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を防災行政無線や通信事業者等に瞬時に伝達するシステムです。



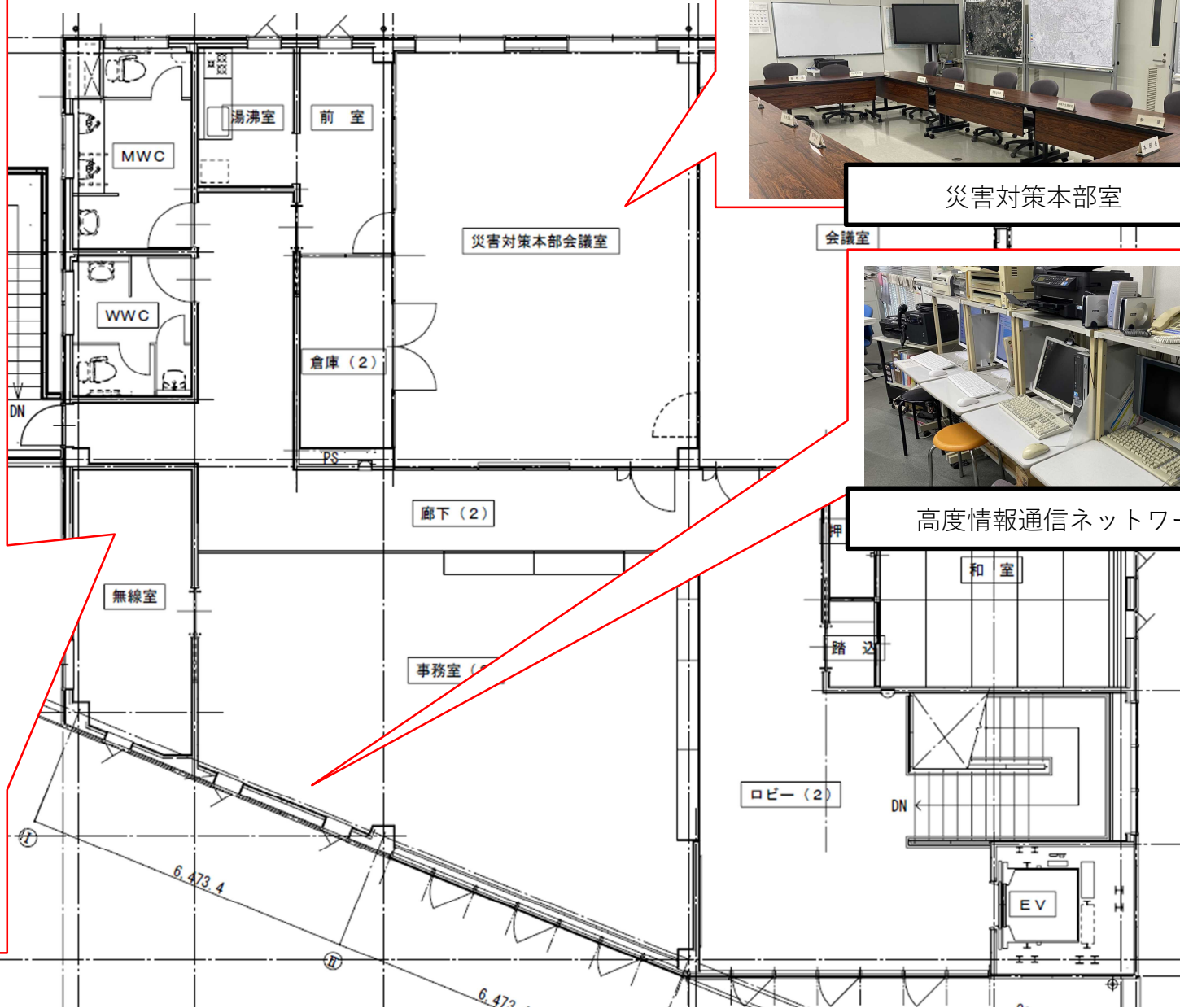
エ 愛知県高度情報通信ネットワーク装置

高度情報通信ネットワークは、災害時の県及び市町村の行政通信システムです。

地上系と衛星系の回線でネットワーク構築されています。



北庁舎 2階 防災機器等配置状況



防災行政無線



Jアラート



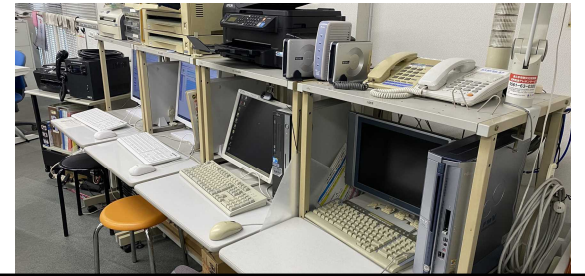
蓄電池



無線機



災害対策本部室



高度情報通信ネットワーク端末

(4) 災害初動対応で必要となる行政システムと設備等

- ア 基幹系システム（住民情報等）
- イ 情報系システム（グループウェア等）
- ウ インターネット系システム
- エ 市ホームページシステム
- オ 災害時優先電話や衛星携帯電話

※行政システムのサーバは本庁舎電算室に設置されています。

(5) 令和2年度に実施した計画停電調査（防災機能継続調査）の結果と対応

- ア 本庁舎と北庁舎について、非常電源により一定の照明と電源コンセントを確保 → 「**障害なし**」
- イ 本庁舎と北庁舎について、非常電源により一定のPC端末が起動 → 「**障害なし**」
- ウ 本庁舎の行政システムサーバは、非常電源により機能継続 → 「**障害なし**」
- エ 北庁舎の防災対応機器は、非常電源により機能継続 → 「**障害なし**」
- オ 北庁舎の災害時優先電話は、非常電源により機能継続 → 「**障害なし**」
- カ 北庁舎の有線・無線LANは、停電時使用不可（上記(4)ア～エが使用不可） → 「**障害あり**」 → 「**対応済み**」
- キ 本庁舎と北庁舎について、一部トイレ使用不可 → 「**障害あり**」

2 課題

- (1) 停電時は、非常電源の給電範囲が限定的となり業務処理に制約を受ける。
- (2) 行政システムについて、サーバー本体を始め、ネットワーク構成機器の一部でも障害が発生した場合、使用不可となる。